

SEMI F66-1101

ステンレス製薬液容器のポート標記及び記号の仕様

NOTICE: This translation is a REFERENCE COPY ONLY. If differences should exist between the English version and a translation in any other language, the English version is the official and authoritative version.

免責事項: この SEMI スタンドアードは、投票により作成された英語版が正式なものであり、日本語版は日本の利用者各位の便宜のために作成したものです。万が一英語と日本語とに差異がある場合には英語版記載内容が優先されます。

SEMI スタンドアード日本語翻訳版をご利用にあたっての注釈を本文の末尾に記載しております(「すべきである」「しなければならぬ」について等)。

本仕様は Global Liquid Chemical Distribution Systems Committee において技術的に承認されたもので、Japanese Liquid Chemical Distribution Systems Committee が直接責任を負うものである。現版は 2001 年 8 月 3 日に Japanese Regional Standards Committee にて承認された。2001 年 9 月にまず www.semi.org で入手可能になり、2001 年 11 月発行に至る。

NOTICE: This Standard or Safety Guideline has an Inactive Status because the conditions to maintain Current Status have not been met. Inactive Standards or Safety Guidelines are available from SEMI and continue to be valid for use.

1 目的

1.1 本文書は、半導体及びフラットディスプレイ製造装置、及び薬液供給設備に使用するステンレス製容器のポート標記及び記号を規定する。

2 範囲

2.1 本文書が対象とするステンレス製容器は、薬液を導出もしくは導入するチューブ有しており、そのチューブが容器内部に貫通しているものである。

2.2 チューブの取合い部(ポート)にカップリング(クイックカップリング)を使用する容器はこの範囲から除く。

注意: このスタンダードはその使用に関連したすべての安全問題を取り扱うことを意図していない。このスタンダードの使用者は、その責任において、適切な安全および健康上実施すべき事柄を確立し、また使用前に法規制やその他の制限への適用性を判断するものである。

3 参照スタンダード

3.1 なし

4 用語

4.1 ディップチューブ(dip tube) — 薬液の導入または導出のために容器に貫入しているチューブ。

4.2 薬液(liquid chemical) — 半導体またはフラットディスプレイ製造に使用する有機または無機の薬液。

4.3 ポート(port) — 容器に附随する管の端部。

5 ポート標記の要求条件

5.1 ディップチューブポートには、“DIP”の標記を行う。一容器にディップチューブポートが複数存在する場合は、各々に“DIP”の標記を行う。

5.2 追加標記 — 複数ポートを識別する表現を、ディップポート標記に、“DIP-1”または“DIP-(1)”のように追加することができる。

5.3 標記場所 — “DIP”の標記はディップチューブポートが明確に識別できる場所にすること。容器にディップチューブポートが複数存在する場合、各標記はその対応するポートがはっきり識別できる場所に位置していなければならない。

5.4 標記方法 — 標記は適切に刻印、エッチングまたはラベルで行い、“DIP”の標記が消えないようにする。標記の着色は任意とする。

5.5 標記サイズ — 標記ははっきり読み取れるサイズとする。

6 記号の要求条件

6.1 図 1 に図示する記号を、ディップチューブのあるステンレス容器を表わすのに使用する。ディップチューブは矩形内に貫通する線としてその記号に示す。

6.2 一容器に複数のディップチューブが存在する場合、その記号にディップチューブを示す線を同じ数だけ表現する。



図 1
ディップチューブ付きステンレス容器の記号

注意： SEMI は、本書に定められたスタンダードが個々のケースに適するか否かの保証も言明もしていない。スタンダードの適、不適を判断するのは、利用者各位の責任となる。また利用者各位は、ここに記載されている製造者の指示、製品ラベル、製品データシート、そのほかの関連文献を必ず参照のこと。なお、このスタンダードは予告なしに変更されることがある。

このスタンダードを発行することにより、SEMI は、このスタンダードの中に記載された各項目に関連する特許権または著作権の効力の有無について責任ある立場にはない。各特許権または著作権の有効性および権利侵害の危険性についての判断は、このスタンダードを使用する利用者各位の責任となる。